

「令和3年度みえ食と農林水産連携プロジェクト推進事業業務委託」

業務委託仕様書

1 目的

昨年からのコロナ禍の影響もあり、消費者の食に対する意識に変化が生まれ、これまで以上に地産地消や食の安心・安全への関心が高まってきている。

生産者や食品製造、飲食、流通事業者等の実需者、消費者を含めた多様な主体がコミュニケーションを通じて相互の理解を深めることが、より一層地産地消を進め、消費者に支持される付加価値の高い商品を提供することにつながり、もうかる農林水産業の実現に近づくこととなる。

そのためにも、生産者と消費者及び、流通事業者や売り場運営者等の実需者が双方向でつながることのできる、売り場と連動したオンライン上のコミュニティを試行的に立ち上げ、相互の交流を通じて生産現場への理解や消費者ニーズを把握することによる地産地消の促進や県産農林水産物の売り上げ向上に向けた効果検証を実施する。

2 業務委託期間

契約日から令和4年3月25日（金）まで

3 業務内容

生産者と消費者及び、流通事業者や売り場運営者等の実需者が双方向でつながることのできる、売り場と連動したオンライン上のコミュニティを試行的に立ち上げ、相互の交流を通じて生産現場への理解や消費者ニーズを把握することによる地産地消の促進や県産農林水産物の売り上げ向上に向けた効果を検証する。

(1) オンラインコミュニティの立ち上げ

- ・県内で産直商品を扱う施設や店舗、売り場等の運営者と連携したオンラインコミュニティを構築する。なお、連携する売り場はECサイトも可能とする。
- ・当該オンラインコミュニティには、当該売り場に納品している生産者、食品加工業者、流通事業者等と、売り場を利用する消費者双方が参加するものとする。
- ・コミュニティの運営で使用するオンラインツールは、既存のSNSのほか、独自に開発したシステムも可能とする。
- ・生産現場への理解や消費者ニーズの把握につながるよう、テーマ設定やファシリテーションを行い、参加者の活発な交流を促す仕掛けを検討するなど、工夫した運営を行うこと。
- ・参加者による誹謗中傷や公序良俗に反するおそれのある投稿を防ぐ仕組みを整備すること。
- ・当該オンラインコミュニティは少なくとも3か月以上運営するものとする。なお、事業終了後のコミュニティの取扱については、県と協議のうえ決定すること。

(2) オンラインコミュニティ参加者の募集

- ・連動している売り場に関わる生産者、食品加工業者、流通事業者等と、売り場を利用し県内の食や地産地消に関心のある消費者を中心に、コミュニティに参加したいと思うような企画や発信を行うことで参加者を募集する。

※参加者目標値

生産者：10者以上

消費者：100名以上

その他事業者：—（目標値なし）

(3) 研修の実施

- ・コミュニティに参加する生産者を対象に、生産者の取組やその背景、想いや強みなどを発信するための研修を実施する。
- ・研修内容は、消費者の意識の変化も踏まえながら、生産者自身の日頃の想いや強みを深掘りするとともに、それを消費者とのコミュニケーションを通じて相互理解を深めるための発信方法を学べるものとする。
- ・研修は2回以上実施すること。
- ・研修方法はオンライン、対面のどちらも可能とする。
- ・研修実施にあたっては、新型コロナウイルスの感染状況を十分考慮すること。

(4) イベント等の実施

- ・コミュニティに参加している消費者を主な対象とし、売り場や生産者のファンとなり、地産地消への行動変容につながるような企画を実施する。
- ・企画は、1日限りのイベントや一定期間行うキャンペーン等手法は問わないが、一過性ではなく、生産者、消費者、流通事業者等の関係者が継続的につながるきっかけとなるものとする。
- ・イベント等は売り場と連動したものとし、県産農林水産物の購入につながる内容のものとする。
- ・イベント、キャンペーンは2回以上実施すること。
- ・実施方法はオンライン、実店舗等での開催のどちらも可能とする。
- ・実店舗等の場で集客型イベントを行う際には、新型コロナウイルスの感染拡大防止に十分留意し、県が示すイベント開催基準を遵守したうえで行うこと。

(5) 結果分析

- ・上記取組を実施したことによる効果を検証、分析のうえ報告する。
- ・効果検証にあたっては、コミュニティに参加した事業者、消費者双方の意識、行動の変化及び、連動先の売り場の売上高の変化について調査を行う。
- ・結果を分析し、報告する際は取組前後での比較ができるものとする。
- ・検証結果に基づき、オンラインコミュニティを活用した消費者、生産者、流通事業者等の交流の在り方に関する提案を行うこと。

4 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議を重ねながら実施するものとする。
- (2) 委託期間内においては月1回以上、三重県との打ち合わせを実施し、業務の進捗状況及び今後の実施予定等を確認するものとする。
- (3) 三重県との打ち合わせ、協議等を行った際は、受託業者において議事録を作成し、その内容を三重県と共有するものとする。
- (4) 委託業務の履行について、常に連絡調整ができる体制を整えておくものとする。
- (5) 肖像権・著作権に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託業者が必要な処理を行うものとする。
- (6) 本契約に基づく成果物の所有権は、三重県へ成果物の引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、成果物の引き渡しを持って三重県に譲渡されるものとする。また、著作者は、成果物に係る著作者人格権を将来にわたって一切行使しないものとする。

- (7) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただしあらかじめ三重県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (8) 委託業務に関して知り得た情報をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (9) 委託業務を通じて取得した個人情報については、三重県個人情報保護条例の適用を受け、その取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守するものとする。
- (10) 受託業者は、受託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により偽造又は不正取引等で三重県に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。
- (11) 三重県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (12) 三重県が受託業者を決定した後、委託契約にあたり、仕様書に定める事項及び仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく三重県と協議を行うものとする。

5 納品物

委託業務終了後、委託期間内に、委託業務の実施内容、実施結果及び成果の詳細、課題と今後の展開に対する提案、その他必要と考えられる事項を記載した「委託業務実績報告書」（紙媒体及び電子媒体各1部）を作成し、提出すること。